

令和8年度 国東市配食サービス事業受託事業者募集要項

I 事業の目的

調理が困難な在宅の高齢者等に対し栄養バランスのとれた食事を配達し、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援するため、事業受託候補者を募集します。

II 事業概要

1. 委託業務名

国東市配食サービス事業

2. 委託業務の内容

- ①国東市が決定した調理が困難な在宅の高齢者等に、1日につき1食（夕食）を配達する。
- ②定期的に（毎回、ほぼ同じ時間）訪問するものとする。
- ③訪問の際、安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡を行うものとする。
- ④1食当たり600～700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

3. 営業日及び休業日

- ①営業日は原則として週5日以上とする。ただし、年末年始、国民の祝日、その他市長が休業日と認めた日が含まれる場合は、週4日以下とすることができる。
- ②災害発生時、感染症発生時または大雨若しくは暴風の警報発令時など、この事業に従事する者の安全が確保できないと判断した場合には、市と協議のうえ休業することができる。

4. 業務に係る費用

・利用者負担金

食材料費等の実費分を、利用者負担として事業者が利用者から徴収する。

普通食（ごはんとおかずのセット）	370円
普通食（おかずのみ）	300円

・委託料

国東市は業務に係る運営諸経費分として、1食あたり495円を委託料として支払う。

※上記利用者負担金及び委託料は、令和7年度現在の金額であり、令和8年度について決まり次第お知らせします。

5. 調理施設

配食サービスに必要な食事の調理は、原則として事業者が運営する施設で行うものとする。ただし、事業者が、調理について業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、食事の質が確保される場合には、調理業務を第三者に委託することは差し支えない。

6. 配達区域

国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上提供できること

7. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

III 事業の募集

1. 募集方法

本募集に申込みを希望する事業者は、「令和8年度 国東市配食サービス事業応募申込書（様式1）」に関係書類を添えて、国東市福祉課高齢者支援係まで募集期間内に提出してください。（郵送不可）

2. 募集期間及び提出部数

募集期間は、令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）午後5時までとします。提出部数は、原本1部です。
ファイリングの必要はありません。また、提出した書類は、返却いたしません。

3. 募集要件

募集の方法は、市ホームページ及び市報くにさき1月号への掲載により行います。

4. 説明会の開催

事業に関する説明会を、下記のとおり開催しますので、事業に応募した事業所はご参加ください。

日時　： 令和8年2月18日（水曜日）午後2時～午後3時
場所　： 国東市役所2階 201・202会議室

5. 事業者の選定方法

①市は、提出していただいた申込書等を確認し、事業を適切に実施できると認められる事業者を受託候補者として、選定します。

②選定結果については、決定次第書面にて通知します。（2月下旬以降）